

学校生活の心得・諸規定

一つの社会や集団は、様々な個性や考え方をもった人たちが集まって形成されています。その多種多様な人たちが、共同生活を円滑に営むためには、どうしてもお互いに守らなければならない規則が必要となります。学校という一つの社会にも、生活する上での規則があり、お互いが気持ちよく高校生活を送ることができるように、誰もが自覚をもってそれを守るようにしなければなりません。個人個人がそれぞれ勝手な行動をすれば、秩序は乱れ、落ち着いた生活はできなくなります。学校という社会で規則を守ることができない人が、社会に出て規則を守ることではできません。多治見北高校で定められている以下の生徒心得・諸規定をよく読み、高校生活をより良いものにしていってください。皆さんの良識ある行動を期待します。

生徒心得

1 基本的な心構え

- (1) 多治見北高校生徒としての自覚をもって行動し、互いに個性を尊重し、信頼しあえる人間関係をつくる。
- (2) けじめのある生活を送り、身だしなみに気を配り、よりよき社会人となる基礎をつくる。
- (3) 「自主・自律・自学」の精神にのっとり、勉学や様々な活動に励み、充実した高校生活を送る。

2 具体的な行動目標

- (1) 身だしなみを整える
 - ・清潔感のある身だしなみを心がける。
- (2) 服装を整える
 - ・服装は端正で、華美にならないようにする。
- (3) 挨拶をする
 - ・挨拶は人と人との架け橋であり、人間関係の第一歩である。
- (4) 時間を守る
 - ・時間を守ることは、生活規律の基盤である。
- (5) 環境の美化に努める
 - ・生活環境の美化に努め、学習しやすい環境をつくる。
- (6) 公共物や自分の持ち物を大切にする
 - ・貴重品は自分の責任で管理する。
- (7) 社会の規範やマナーを遵守する
 - ・社会人としての常識を身につける。

諸規定

1 身だしなみについて

- (1) 頭髪は、自然な状態を保つ。
 - ・パーマ、染色、脱色は不可。
- (2) 化粧や装飾品は不可とする。
 - ・ピアス、イヤリング、ネックレス、ペンダント、指輪等は不可。
- (3) 鞄は特に規定はしないが、華美でないものとする。
 - ・他の高校の指定鞄は不可。
- (4) 靴は特に規定はしないが、通学にふさわしいものとする。
 - ・ぞうり、サンダル等は不可。

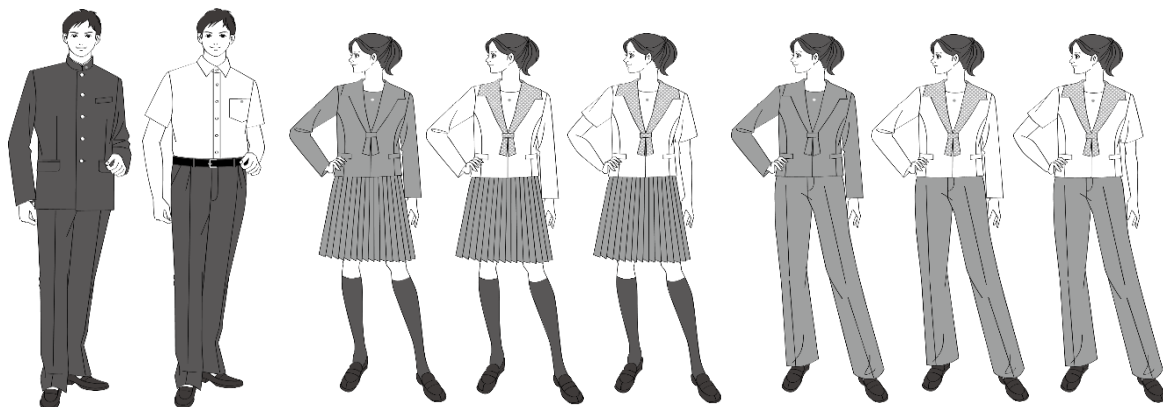
2 服装について

(1) 制服着用のイメージ

【学生服】

【セーラー服スカートタイプ】

【セーラー服スラックスタイプ】



(2) 学生服

①年間共通

- ・カッターシャツはズボンの中に入れる。
- ・華美でないベルトを着用する。
- ・ズボンを下げてはいたり、裾をめくりあげたりしない。

②冬服

- ・標準型学生服とする。 ※認証マークがあるもの →
- ・襟章（校章）をつける。
- ・学生服のボタンを第1ボタンからすべてかける。
- ・防寒着として、華美でなく無地（ワンポイントは可）で前開きのものを着用することは可とする。（コート、ダウンジャケット、ウインドブレーカー等）



〈標準型学生服認証マーク〉

③夏服（5月～10月のクールスタディー期間に着用可）

- ・カッターシャツの胸ポケットに校章バッジをつける。
- ・カッターシャツは第2ボタンからかける。（開襟シャツは第1ボタンからかける）
- ・カーディガン、パーカー（フードつきのスウェットシャツ）等の防寒着の着用は不可とする。

※学生服は、朝晩と日中の気温差が激しい時期でも調節ができる。
朝晩寒ければ学生服を着て、日中暑ければカッターシャツになれる。

(3) セーラー服

①年間共通

- ・学校で定められた標準服とする。
- ・胸元に校章バッジをつける。

【スカートタイプ】

- ・スカートの丈は膝の中心線を基準とし、2カ所に校章マークが刺繍されているものとする。
- ・スカートを折り曲げたり、ベルトで止めたり、着くずしたりしない。
- ・タイツ、ストッキングの着用は可とする。ただし、黒かベージュの無地に限る。

【スラックスタイプ】

- ・華美でないベルトを着用する。
- ・ズボンを下げてはいたり、裾をめくりあげたりしない。

②冬服

- ・防寒着として、華美でなく無地（ワンポイントは可）で前開きのものを着用することは可とする。（コート、ダウンジャケット、ウインドブレーカー等）
- ※ただし、カーディガンとパーカー（フードつきのスウェットシャツ）は、黒、紺、茶、グレー、白の5色に限る。

③夏服（5月～10月のクールスタディー期間に着用可）

- ・カーディガン、パーカー（フード付きのスウェットシャツ）等の防寒着の着用は、朝晩と日中の気温差が激しい時期の登下校時のみ可とする。

※朝晩と日中の気温差が激しい時期に、セーラー服では調節が難しい。

冬服を着ると日中暑すぎる。また、夏服を着ると朝晩が寒い。

(4) 全員共通

- ・防寒具として、手袋、マフラー、ネックウォーマー等を着用することは可とする。ただし、華美でないものとする。
- ・室内（教室、職員室等）での防寒具、防寒着の着用は、特別な事情がある場合を除き不可とする。
- ・冬服の内側にパーカー（フード付きのスウェットシャツ）を着用することは、フードが外に出るため、不可とする。
- ・怪我、病気等の特別な事情があり、制服以外のものを着る必要がある場合は、異装届を提出する。

3 時間について

- (1) 始業時（午前8時25分）には自席に着席していること。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、午前7時40分～午前8時10分の間に、保護者が学校に連絡すること。
- (3) 遅刻した場合は、遅刻届を提出すること。
- (4) 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得ること。
- (5) 最終下校時刻（午後6時15分、8のつく日は午後5時45分）を厳守すること。

4 通学について

(1) 通学路

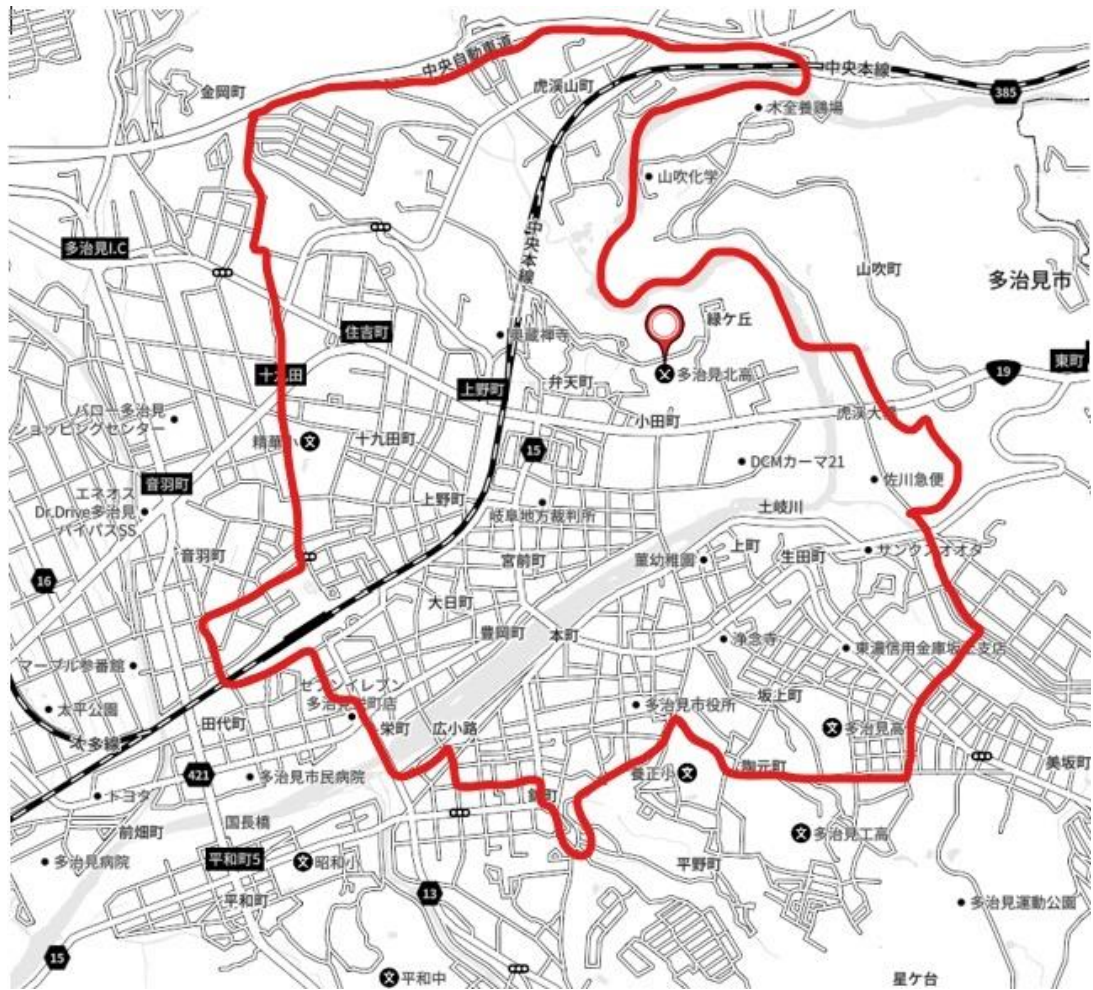
JR多治見駅から学校の間は、原則として下図の太線で示された道を使用すること。



横断歩道等を渡るときは安全確認の上、敏速に！

(2) 自転車通学

- ・下図の太線の外の居住する生徒に限る。



《自転車通学許可地域の境界》(北から反時計回りに)

【北側】 中央自動車道より北

【西側】 金岡町 以西 (「陶都の杜」は除く)

白山町5・4丁目 以西

白山町3丁目 精華小学校の西側の道路より西

音羽町1・2丁目 多治見市役所駅北庁舎北側の道路より北

音羽町3丁目、田代町、栄町1丁目 以西

【南側】 昭和町、錦町2・3丁目、元町、平野町 以南

陶元町、坂上町9・10丁目 養正小学校と多治見市営球場を結ぶ道路より南

【東側】 美坂町、生田町5・3丁目、東町1丁目、山吹町 以東

- ・自転車通学を希望する場合は「自転車通学許可願」を提出すること。
※自宅から最寄り駅まで自転車を使用する生徒も、必ず許可願を提出すること。
- ・自転車は両立スタンド、前後カゴ付きとする。
- ・電動アシスト自転車は可とする。
- ・ロードバイク(それに準ずるもの)は不可とする。
- ・防犯登録を行うこと。
- ・自転車保険への加入は任意とする。
※本校の生徒は全員「全国高P連賠償責任補償制度」に加入するため、自転車事故で加害者になった場合はこの保険が適用される。ただし、この保険には「示談交渉サービス」がなく、また自身の怪我等は適用外であるため、自転車保険への加入が望ましい。
- ・年2回(4月は業者、9月は業者または保護者)の自転車点検を受けること。

- (3) 自動車による送迎
 - ・生徒の安全確保のため、校内への乗り入れは不可とする。
 - ・怪我、病気等の特別の事情があり、校内への乗り入れが必要な場合は、担任に届け出ること。

5 その他

- (1) 携帯電話、スマートフォン等
 - ・朝読書、朝のSHR開始後から帰りのSHR終了までの間は使用不可。
 - ・校内での使用は、連絡手段としての使用と、学習や部活動等に役立てるための使用に限る。
- (2) 掲示物、配布物
 - ・校内でポスター等を掲示をしたり、プリント等を配布したりする場合は、届け出て許可を得ること。
- (3) 施設、物品等の破損
 - ・学校の施設、物品等を破損した場合は、直ちに届け出ること。
- (4) アルバイト
 - ・原則不可。勉強、部活動等を重視すること。
 - ・特別な事情がある場合は、届け出て許可を得ること。
- (5) 自動車、自動二輪車等の免許
 - ・自動車、自動二輪車等の免許取得は原則不可。
 - ・就職内定者については、届け出て許可を得ること。

6 届出一覧

項目	届出の手順
異装	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部 怪我、病気等で、制服以外の服を着る必要がある場合。
欠席（遅刻、早退）	保護者 → 管理当番（職員） → 担任 午前7時40分～午前8時10分の間に電話連絡すること。
遅刻	1限開始時刻まで → 生徒指導室で手続き 1限開始時刻以降、定期考査中 → 職員室で手続き
早退	本人 → 担任 → 保護者（電話連絡） 自宅に到着したら、学校に電話すること。
外出	本人 → 担任 → 生徒指導部
自転車通学	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部 対象は指定された範囲から通学する生徒。
自動車による送迎 （校内への乗り入れ）	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部 怪我、病気等で、校内への乗り入れが必要な場合。
携帯電話、スマートフォン等	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部
掲示物、配付物	本人 → 関係教員 → 生徒指導部
破損	本人 → 関係教員 → 生徒指導部 → 事務部
アルバイト	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部 原則不可。
自動車免許取得	本人、保護者 → 担任 → 生徒指導部 原則不可。